

防衛大学校達第 10 号

調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和 44 年防衛庁訓令第 27 号。以下「訓令」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、防衛大学校において調達する調達品等に係る監督及び検査に関する達を次のように定める。

昭和 61 年 11 月 26 日

防衛大学校長 土 田 國 保

防衛大学校において調達する調達品等に係る監督及び検査に関する達

改正 平成元年 4 月 20 日防衛大学校達第 8 号 平成 19 年 1 月 9 日防衛大学校達第 1 号

調達物品の検査に関する達（昭和 40 年防衛大学校達第 6 号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第 1 条** 防衛大学校において調達する調達品等に係る監督及び検査の実施については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、防衛省所管契約事務取扱細則（平成 18 年防衛庁訓令第 108 号）、調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和 44 年防衛庁訓令第 27 号）、その他の法令又はこれらに基づく特別の定めがある場合を除くほか、この達の定めるところによる。

（用語の意義）

**第 2 条** この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）担当官 防衛大学校における支出負担行為担当官、支出負担行為担当官代理、契約担当官及び契約担当官代理をいう。

（2）調達品等 防衛大学校において調達する物品及び役務をいう。

(監督又は検査に関する補助者の命免)

**第3条** 訓令第3条第1項に定める担当官の補助者の命免は、別に定めるところによる。

(監督又は検査の基準)

**第4条** 監督又は検査は、調達品等に関する契約書及び仕様書（契約書に添付されたもののほか、これに基づいて作成された承認図面及び承認見本を含む。）並びに担当官が別に定める調達品等に係る監督・検査実施要領（以下「実施要領」という。）により行わなければならない。

(監督又は検査の指令)

**第5条** 担当官は、訓令第4条の規定により監督官又は検査官に監督又は検査を実施させようとするときは、補助者として処理すべき事務の具体的範囲を明らかにして、監督又は検査の指令をしなければならない。

2 前項の監督又は検査の指令は、監督・検査指令書（別紙様式）により行うものとする。

3 監督・検査指令書の発行は、担当官の命を受け会計課長が行うものとし、発行の基準は、実施要領によるものとする。

(監督報告書及び検査調書の作成)

**第6条** 訓令第7条に規定する報告書又は訓令第12条に規定する検査調書の作成は、実施要領の定めるところによる。

(委任規定)

**第7条** この達に定めるもののほか、監督及び検査の実施に関し必要な事項は、担当官が定める。

## 附 則

- 1 この達は、昭和 61 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 調達物品の検査に関する達（昭和 40 年防衛大学校達第 6 号）は、廃止する。

## 附 則（平成元年 4 月 20 日防衛大学校達第 8 号）

- 1 この達は、平成元年 4 月 20 日から施行し、1 月 8 日から適用する。
- 2 この達は、施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、訂正して使用することができる。

## 附 則（平成 19 年 1 月 9 日防衛大学校達第 1 号）

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

別紙様式（第5条関係）

監督・検査指令第 号  
監督・検査指令書  
所属  
官職  
氏名

- 1 調達要求番号
- 2 品 名
- 3 数 量
- 4 金 額
- 5 契約年月日 年 月 日
- 6 納 期 年 月 日
- 7 契約相手方
- 8 納入場所 防 衛 大 学 校
- 9 監督場所
- 10 監督報告書類
- 11 監督の種類 材料・部品・半製品・その他
- 12 検査場所 防 衛 大 学 校
- 13 検査の種類 品 質・数 量
- 14 検査報告書類 検査調書・検査成績書
- 15 そ の 他

上記のとおり監督・検査を指令する

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
防衛大学校総務部長

印